

第 4 回条例検討専門委員会 議事録

日時：平成 22 年 4 月 20 日（火）19：00～21：00

場所：障害者総合支援センター研修室

次 第

1. 開会
 - ・ 部長挨拶
 - ・ 新任委員の紹介
2. 議題
 - ・ 前回議事録の承認
 - ・ 第 1 回条例について話し合う 100 人委員会及び第 1 回ヒアリングの報告について
 - ・ 条例の目的について
3. その他
4. 閉会

配布資料

『第 4 回条例検討専門委員会』次第
第 4 回条例検討専門委員会座席表
第 3 回条例検討専門委員会 議事録（案）
障害者差別と思われる事例集（平成 22 年 4 月 1 日現在）
資料 1 第 1 回条例について話し合う 100 人委員会議事録要約版
資料 2 第 1 回条例検討専門委員会ヒアリング報告書
資料 3 障害者も健常者も共に地域で暮らせる ノーマライゼーション条例
（仮称）の目的について

出席者（敬称略）

出席委員・・・桑原委員、柴野委員、嶋垣委員、鈴木委員、野辺委員、平野委員、
増田委員、宗澤委員長、渡辺委員、山本委員
事務局・・・大塔部長、本川次長、岡村課長、吉野補佐、企画係担当

1 開会

開会

(宗澤委員長)

それでは、「第4回条例検討専門委員会」を開催させていただきます。

ここで議題に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願いいたします。

(事務局)吉野補佐

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたく存じます。

『第4回条例検討専門委員会』次第

第4回条例検討専門委員会座席表

第3回条例検討専門委員会 議事録(案)

障害者差別と思われる事例集 (平成22年4月1日現在)

資料1 第1回条例について話し合う100人委員会議事録要約版

資料2 第1回条例検討専門委員会ヒアリング報告書

資料3 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例
(仮称)の目的について

以上7点でございますが、よろしいでしょうか。

部長挨拶

(事務局)吉野補佐

なお、本年度より保健福祉局福祉部長に大塔部長が、福祉部次長に本川次長が着任しております。それでは、委員会の開会にあたり、大塔部長よりご挨拶を申し上げます。

(事務局)大塔部長

皆様、こんばんは。この4月1日の人事異動で福祉部長を拝命しました大塔と申します。会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。本日は、お忙しい中、委員の皆様の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、昨年度に引き続き、本委員会における条例の制定に係る活動を始め、様々な分野で福祉行政の推進に御尽力を賜り、深く感謝の意を申し上げます。また、このたびの人事異動で玉井委員が異動となりましたので、今回から教育委員会の指導2課の桑原課長補佐及び生涯学習振興課の人権教育推進室の山本室長補佐を新たに委員として委嘱をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

さて、現在、皆様に検討をお願いしている、ノーマライゼーション条例(仮称)の制定につきましては、清水市長のマニフェストを具現化するための「しあわせ倍増

プラン2009」に位置づけられ、今後推進する施策の中でも重要度の高い施策となっております。先月30日に行われた「第1回条例について話し合う100人委員会」におきましては、約130名もの当事者の方を含む市民の皆様にお集まりいただき、自らの体験を語っていただいたほか、条例に対する期待や要望など、多くの意見を頂戴し、この条例に対する関心の高さを認識いたしますと共に、条例案の作成を担う、本委員会における今後の議論が重要であると感じているところです。障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることに、この条例を制定するまでのプロセスそのものが、つながるものと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、公私にわたり御多忙とは存じますが、是非とも引き続き委員会の運営にご尽力賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

新任委員の紹介

(事務局) 吉野補佐

それでは、新任の委員を紹介させていただきます。指導2課主任指導主事特別支援教育係長の玉井委員が、4月1日付で岩槻区の西原小学校に赴任されました。後任として教育委員会から2名の委員を御推薦いただきました。教育委員会 学校教育部 指導2課 課長補佐の桑原啓一郎委員と教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課 人権教育推進室 室長補佐の山本修一委員です。今後の条例案の審議につきまして、よろしく願いいたします。

2 議題

議題1 前回議事録の承認

(宗澤委員長)

それでは、次第に添いまして議事の進行をさせていただきたいと存じます。まず、前回の「第3回条例検討専門委員会議事録(案)」につきまして、委員会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、今月上旬に本日の開催通知と合わせまして、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等のご意見がなければ、議事録については、承認することにいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは承認いただきました。

議題2 第1回条例について話し合う100人委員会及び第1回ヒアリングの報告について

(宗澤委員長)

それでは、議題2「第1回条例について話し合う100人委員会及び第1回ヒアリ

ングの報告について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 吉野補佐

それでは、お手もとの資料1「第1回条例について話し合う100人委員会 議事録・要約版」をご覧ください。第1回の100人委員会につきましては、去る3月30日(火曜日)18時から与野本町コミュニティセンターにて開催をさせていただいたところでございます。当日は委員・傍聴併せて100名を超える参加者で熱気に溢れる活発な議論が行えたものと考えております。開催にご協力を賜りまして委員の皆様にはこの場をお借りして改めて御礼申し上げます。当日の内容でございますが、100人委員会の冒頭では、宗澤委員長から条例制定の検討体制やこれまでの議論の経過、条例の目指すところなど、このノーマライゼーション条例というものがどういった条例なのかと具体的にお示しいただきました後、グループにおける議論に移りました。参加者を10グループ程度に分割しての議論で、ファシリテーターを中心とした議論において、資料に示させていただいたような課題が浮かび上がって参ったところでございます。当日の議題の1つ目、「体験に基づく差別事例について」でございますが、こちらでは、生活や教育、医療といった分野についての差別体験が多く寄せられました。特にそれぞれの分野における情報提供の差別につきましては、非常に深刻な問題だと受け止めさせていただいているところだと考えております。議題の2つ目といたしましては「条例に対する要望・希望」ということで、議論をお願いいたしました。この議論の中では、「条例制定プロセスについて、まだまだ一般市民の参加が少ない」ですとか、「各分野を横断的に盛り込んだものにしたい」それから「条例を作って終わりにせず、それをしっかりと現実の制度に活かして行ってほしい」というようなご意見が多く出されました。最後にまとめとして宗澤委員長よりご講評をいただきまして、閉会となりましたが、閉会時刻は予定30分オーバーする21時30分ということで、大変長い時間ではございましたが、有意義なものとなったのではないかと考えている次第でございます。当日の進行に際しましては、なにぶん第1回ということもございまして、色々と不備もございましたけれども、それらは今後の課題として、事務局にて改善できるよう第2回以降の開催におきましては、注意してまいりたいと考えております。

なお、資料1の2枚目にお付けさせていただいた「100人委員会通信」は、100人委員会の開催結果を周知・広報するための資料です。明日意向につきましては、ホームページのほうにもカラーで掲載させていただきますので、何卒よろしく願います。

続いて、お手元の資料2「第1回条例検討専門委員会ヒアリング報告」と書かれましたものをご覧ください。ヒアリングにつきましては、前回の委員会でもお話しさせていただきましたから、私の方から改めてご報告させていただくことも少ないので

すが、一般市民の皆さんから寄せられた差別と思われる事例を参考に抽出した関係団体に対して 現状把握を中心としながら、差別解消、権利保障に向けた課題を明らかにする、課題を自覚し、前向きに取り組んでいる事例などをヒアリングし、今後の方向性を明らかにすることを目的とした調査でございます。障害者差別の克服にむけて今後考える上で、現状の抱えている障壁、困難及び、悩み等を明らかにする、関係団体、市民の条例についての課題認識の共有を深める、条例制定後も恒常的に協議を行いながら、連携をとっていくための布石とすることを目的におこないたいと考えております。

第1回は去る4月13日(火曜日)に開催をいたしました。参加された皆様は資料の方に記載のとおりでございます。ヒアリングの実施に当たっては対象者に条例づくり、取り組みについて説明し、この条例が、差別解消、権利保障に資する目的を持つものであり、「障害者差別と思われる事例」をもとに、一つひとつの事例に対する責任追及していくものではないとの共通理解の下、まずは参考意見として、抱えている問題意識、課題認識、現状の困難等について伺いするかたちで実施いたしました。第2回のヒアリング調査に関しましては、5月11日(火曜日)の午後3時半からを予定しております。対象となる団体につきましては、さいたま市商工会議所、埼玉県経営者協会、埼玉県中小企業同友会、埼玉県銀行協会、これら雇用・就労側の団体のほかに、生活に密着した企業活動の団体いたしましては、旅行業協会と不動産協会もお招きしてお話を伺う予定でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。それではただいまの説明に関しまして何かございますか。私から補足するとすれば、100人委員会についてですが、進め方の中で、ご指摘をいただいた課題の中に、一つは発言者それぞれの発言時間について非常にアバウトだったのではないかとのご指摘を直接お寄せいただいた。もう一つはまとめの発言の中で、結果的にはそのグループの中で誰が発言したか分かるようになってしまいうまとめかたがた。例えば例示でいうと、「聴覚障害のある方は・・・」というまとめの方の発言があるとすると、そのグループには聴覚障害の方が一人しかいないため、結果的に誰が発言したのか特定されてしまうというご指摘があった。そのあたりは、第1回だったということも踏まえて、今後の司会進行役の教訓として、できる限りみなさんが安心して公平感を持ってご発言いただけるような運営を徹底していく必要があると考えているところです。以上です。

まずは100人委員会について何かありましたら、ご発言いただきたい。

(増田委員)

100人委員会のグループの議論はどのグループも活発に行われ、意見が交わされ、

初回としては、皆様から色々な意見が寄せられてよかった。ただ、会場は仕切りがなく、あの大きなスペースに10グループというのは声が出にくい方もいるので、声を出さずとも聞きとる方も大変だった。次回はしょうがないと思っているが、この先ぐらいには工夫していただければと思った。

私のグループの中でストップウォッチを使うことをすごく重要視されている方がいらっしまった。ただ私のグループには長々と話される方がいらっしかなかった。その場合、「必ずストップウォッチを鳴らさなければいけない。」というルールは逆に話を妨げるので、ファシリテーターに少し隠していただけないかと思った。ずっと3分間で鳴っていたら大変だと思う。みんなの時間をシェアする意味では長すぎることはよくないと思うが、多少の柔軟さはあったほうがよいのではないかと思います。そちらもご検討いただければと思います。

逆に、ファシリテーターの報告についてはベルを使うべきであったと思いました。皆さんからのお話をなるべくお伝えしたいというお気持ちが強く、それに忠実になるがあまりに、時間が長くなってしまった。そこはぜひベルを使っていただければと思いました。今後はどうそれをつないでいくのか。ずっとあれでは「何のために。」というがあるので、2回目以降が大事だと思いました。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。今ご指摘いただいた、会場の限界についてですが、事務局に会場を探してもらっているが、まず全体で集まれる場所が必要で、かつグループ毎に分かれて議論できるという場所。私も例えば、完全にグループ毎に分かれて考えた場合、大学や小学校を考えなくもないが、全体会をする会場からグループに分かれるのに時間がかかる。特に学校はバリアフリーが行き届いていないことが多い。これが苦勞の種になる。そうすると、与野コミュニティセンターがまだ事前の策では良かったのではという落とし所だと思っているが、何かいい案はありますでしょうか。

(事務局) 吉野補佐

増田委員の仕切りを設けるという問題ですが、こちらも初めてであったので、グループを10グループに分ける時にどういう配置・形がいいか、というところにも問題があった。まずは机の並びや配置は変えたい。仕切りについてはそれをつけても、声が漏れてしまい、他のグループの声は聞こえてしまう。仕切りのようなものがあるということでも、あの施設にはそういったものがない。やるとしたら感覚を空けるか…。もう一つ、こちらの反省点としては、各グループ毎に聴覚障害の方が入っていて、全体発表の際は、前の通訳の方が見えにくいという話があった。真横からだて手話は見えにくいので、真ん中あたりに椅子を設けて座っていただくような

工夫を考えている。

(宗澤委員長)

なかなか名案は浮かびにくいですが、会場の在り方について改善すべき課題はみなさんの共通認識だと思います。いろんなご提案があり次第、事務局にお寄せいただき、少しでも100人委員会の話し合いがスムーズに進むように工夫を重ねていきたいと思います。

(野辺委員)

私のグループも11名の参加でファシリテーターを務めた。途中から話が聞こえにくいということで、机を端に寄せて、みんなで身を乗り出すような形で話をした。聴覚障害の方もいた。最初にお名前と障害種別など簡単な自己紹介。次に障害者差別と思われる体験についてお話いただいた。わりとストップウォッチを使わずにも2~3分くらいで話をしてくださり、進行上で苦労しなかった。たまたま私のグループの位置が壁際だったので、傍聴の方もたくさん座っていらして、その方々も身を乗り出してくださった。もし仕切りを作って困ってしまうと、傍聴の方が参加しにくくなるかな、と。傍聴の方が話に参加するわけではないけれども、たまたま壁際だったことで、傍聴の方との心理的交流も図れた。ストップウォッチで厳密に時間を図ってというよりもできる限りうまくファシリテーターが流れを調整する形がいいですね。

(平野委員)

私も傍聴という形でグループの話を聞かせてもらった。運営に関しては1回目だったので、改善すべき点はあると思うが、中身に関しては非常によかった。今回の試みが貴重だった。ここにきて思ったことは、意外と横のつながりが少ない。障害種別を越えてのことは意外と知らなくて、「ああ、いい勉強になった。」という発言がいっぱいあった。当事者同士は自分のことが中心になってしまいがち、大げさな言い方かもしれないが、障害者としての連帯、「同じ障害を持った仲間なんだ。」というのが生まれたのはよかった。今までは障害分野毎に考えられていたのが、「ほかの障害のある方はこうなんだ。」と、ほかの障害について学び合えたのはよかった。大事だと思ったことが3つある。1つは、自分の思いを話す場というイメージをつくってもらえた。思ったことは喋れる。批判とか馬鹿にされることもない。2つめは、「聞いてもらえた。」ということ。身を乗り出して聞いてくれるというような光景もみられた。自分が喋ったことをみんなが聞いてくれる。自分が喋ったことを受け止めてくれる。そういうことが良かったと思う。3つめは、これからもルール化していく必要があると思ったのは、「お互いの立場を尊重している。」ということ。

今回はそれがあった。時間の問題もあり、みなが喋れるようにというのもあったと思うが、ある意見に対して、反対することもある。ただ「自分と違う意見があってもそれはそれで認めましょう。」というのをみなさんが守ってくれた。こういうことを、これからも大事にしていく。それぞれぶつかるとも立場で違いがあると思うが、そこを尊重してやるというルールは持っていくと、安心して喋れるし、安心して聞ける。それは1回目としてやって良かった点だと思います。これからは、「ここに来れば思ったことを喋れる。」「ここに来ればちゃんと聞いてくれます。」「批判されることもなく、それぞれの立場を尊重する。」それが最後までできれば、障害のある当事者にも話してもらえ、市民の方も来ても考えを理解し合える。プラスの運動になると思う。これを100人委員会ルールとしてつくってほしいと思います。

あと気になったのは、駐車場がせまかった。どうしても物理的に車で来る方が多い。駐車場は当日いっぱいになっていた。駐車場は今後、多めにとらないと、障害のある方には特に必要かと思います。

内容的には色々不備があると思うが、得たものが多かったかと思う。

(渡辺委員)

会場が寒かった。あとは終わりの時間をきちんと守ってほしい。次の予定もあると思うし、延長しないようにやるのが大事。私も、色々な障害がある方が色々な意見を言っていたので、ああいう場があっても良いと思った。今後、色々な話でまとまっていければと思いました。

(野辺委員)

まとめのところでは、障害のある当事者の方が圧倒的に多かった。もっと一般の人が100人委員会に出て、意見を上げていくべきという話があった。私のグループで自治会長をされている方がいて、「私の町内にはいろんな方がいるので今日は話を聞きにきました。」ということで最初からそういう態度でみなさんのお話を穏やかに聞いて下さった。そういうことでグループの雰囲気をつくってくださった。もう少し、一般市民の方が参加できるような工夫が必要だと思います。

(宗澤委員長)

ご指摘はもっとも。次回以降の100人委員会で発展的につながるように、工夫を重ねていきたい。平野さんのご指摘になったように、全国レベルだと障害者フォーラムがあるのに、地域レベルだと障害種別を超えた集まりはなかなかつくりだされていない。そういう意味では、障害種別を超えて実情や思い、意見を出し合えたのは非常によかったと思います。

(野辺委員)

グループでの事務局の記録だが、鉛筆書きだと発表時に読みにくい。記録を書くときは鉛筆ではなく、ボールペンを使ってほしい。視認しやすいような筆記用具を。

(事務局) 吉野補佐

そういうご指摘があれば、工夫していきたいと思います。

(平野委員)

終わった後でメールアドレスを交換している光景があった。団体ごとの交流になった。シンポジウム時のように、団体ごとにパンフレットや機関紙を持ち寄ったり、自由掲示板をつくり自由に貼れるようにしたりして、情報交換ができるとういのは。シンポジウムの時、「色々なチラシからさいたま市での活動について知ることができた。」という声があった。そういうような情報があると、休憩時間や終了後に繋がりをつくっていく効果があり、条例制定後も市民の運動をつくっていく可能性があるのではないか。

(宗澤委員長)

これはぜひ保障する方向で事務局に検討願いたい。特に公序良俗に反しない限り問題ないと思います。それぞれの団体なりサークルが誠実につくった文書であるかぎり特に問題ない。その程度の基準でよろしいのではないか。そこは一度ご検討願いたい。

(宗澤委員長)

それでは、ヒアリングの話題にうつりたいと思います。第1回は交通事業者関係ということで、東日本旅客鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、社団法人埼玉バス協会に参加いただきました。タクシー協会だけは抜けてしまったが、資料にある機関にご出席いただきました。何かございますか。

(嶋垣委員)

ヒアリングは参加させていただいた。ポイントとして思ったことは、特にノンステップバスの件で細かい話が出たのが印象的。バスの運転手さんは電車と違って一人で運行しているので、事前に連絡をもらわないと対応しづらい。ただ、当事者の立場だとそうは簡単にはうまくいかない。あと、中間をとるということで、話が広がったが、たとえばヨーロッパであれば車椅子の方がいらっしゃれば、「バスの運転手さんがやってくれ。」というのではなく、周りの乗客がサポートするような雰囲気

気がある。そういうようなところでノーマライゼーションということを考えると、一般市民の方が協力していくことが自然になるような雰囲気をつくるにはどうしたらよいかという話が印象に残っている。

あとは総じて、初回のヒアリングだったということもあるし、もともと交通関係は運行の縛りやルールがあると思うので、固い雰囲気があった。もう少し事前のやりとりをやった上で、ポイントを絞ってヒアリングをやれば、それなりに分かり合えるのではないか。

(宗澤委員長)

私が伺った範囲では、「まちづくり委員会にこの業界の方がご出席いただいた時に比べれば、なんとよく話してくれたか。」というように伺った。行政との関係の中で発言するときの、一般的なご注意はそれぞれの事業者は背負ってこられる。通常はお持ちなのだろう。その割にはよく話して頂けたのではないかというお話は伺いました。この中で書き足して頂きたい部分があります。今、嶋垣さんがお話されたように、ノンステップバスが交通バリアフリー法以降の補助金で増えてきました。今、埼玉県内の4割がノンステップバス。ところが、「事前連絡が必要だ。」とか、「道路の対応如何によってはステップを出すことができない。」という問題の指摘が非常に深刻であったと思う。バス停があるところの道路の状態によっては、ノンステップバスであることの車両のアドバンテージが全く活かされない。ではなぜそれに補助金を与えてきたのか。非常に矛盾を抱える問題。バス協会の方からは、バス停付近の道路環境の整備も併せて考えてもらえないとなかなか活かすことができないというご指摘があった。これは、今すぐにすべてのバス停で実現するというにはならないと思うが、長い見通しの中で順次、必要などころの手直しをしながら、5年、10年経ったときにかなりノンステップバスが使えるような状態に道路がなっていないと前進しないと。思った。

私がヒアリングの際に事実確認をしたくて、やんわりとだが、しつこく聞いたこととしては、「事前連絡は本当に必要なのか。」という部分。特に鉄道関係がそうであるが、ラッシュアワーの時間帯ならやむを得ない部分もあるかもしれないが、その時間を除く時間帯があったとしても、「事前連絡がないと対応できない。」というのがやむを得ないと言えるのかという点については、十分なお答えを頂けなかったと考えている。特に一般利用者のモラルの問題という方向に帰結させるご意見が非常に目立ったように思います。この点は24時間すべての時間帯で事前連絡が不要になることが望ましいと思うが、可能な限り、事前連絡を入れなくても鉄道やバスの利用が可能な状態をつくっていくということは重要な課題として確認されたように思いました。

(嶋垣委員)

もう1点、埼玉高速鉄道の方が仰っていたが、バリアフリー新法のこと、鉄道会社、バス会社からいうと、法律が改正されると基準が変わってしまい、さきほどの「ノンステップバスが使えない。」という話に絡むかもしれないが、規格が変わってしまったときに、良かれと思って前の基準にあわせてつくったのに、法律が変わると基準が変わってしまうということがあった。その辺については国の法律がおかしいところについては条例検討の中でピックアップして、「国に変えてほしい。」と訴えかけるようなこともしないと、規格が変わった時に、ちぐはぐしてしまうようなことが出てきてしまうのはまずい気がしました。

(宗澤委員長)

国の基準が変わり、「跳ね上げ式のベンチがダメになってしまうのは何故か。」という点で質問したところ、2日後にメールでご返答いただいた。「椅子を上げ下げしなければいけないベンチは障害のある人には負担がかかるのでダメだ。」という理由だった。だったら、自動改札機のほうがよっぽど負担がかかる。複雑な操作を要するようなものはダメだということが国の理由だにご返答いただいた。そこだけを見ると俄かには納得し難いが、要するにバリアフリーの基準が道路のつくりの問題とノンステップバスというのとは実態に合わない。バリアフリーの基準を定めるのはいいが、それが、それぞれの地域の実態にあって生きるのかというのをさいたま市内で点検していく必要が課題として浮上しているのではないかと感じた。

これも100人委員会と同じで第1回のヒアリングであったので、試行錯誤で前に進めた。少なくとも今後に向けて一定の基礎的な協力関係が築けたのではないかと印象を持っている。

(渡辺委員)

ノンステップバスの件は、うちの社員でも車椅子の方がいるので話を直接聞いて、ノンステップバスに乗れなかった話や、普通のバスが来て乗りたくても、「次にノンステップバスが来るからそっちに乗ってくれ。」と言われた話などを直接伝えた。それから、新しくできた日新駅のエスカレーターの件はバリアフリーではないということを知った。さいたま市から強い要望でつけたということであったが、今後、高齢化社会に向けては、絶対必要なのではないか。エレベーターも必要であると思うが、多く運ぶためにはエスカレーターも必要だと思う。今後、JR含め交通機関は考えてほしいという話をさせていただいた。その場に居ないと分からないのだな。と今回ヒアリングして感じた。

(野辺委員)

国の法律でダメだというのは分かっているのだが、「精神障害者の方のバスの割引はなぜないのか。」というのは、差別事例で何件も挙がっている。それは当事者の方にどういう風に伝わっているのか。精神障害者の手帳では割引にならない。それはなぜなのかという点はきちっと理解されていないのではないか。

(増田委員)

格差があるのは事実なので、理解できないし、納得できない。東京都は運動で無料になっているところがある。バスは国の制度で無料にならないので、埼玉県でも家族会でみなさんが運動されているが、その運動は実らない。結構、青い手帳でも無料で乗っている方もいる。

(嶋垣委員)

交通関係の割引で、合理的配慮という観点だと、「一人では移動が難しい」という人を基準に置いている。たとえば、JRの切符を買うときも、「割引」という考え方ではなく、100キロ以上の場合、介助者と本人で一人分の運賃になるようにということで、特急料金は一切割引がない。そういう部分では色々と矛盾はあるが、合理的配慮という観点で考えると、単独で移動がある程度動けるということになると、障害からくる割引ではなく、経済的理由や社会的な立場など色々な部分から考えないと合意が得られないのでは。

(宗澤委員長)

今、精神障害のある方にホームヘルパーの派遣が認められている。87年頃に、この起点になっている東京都の地域精神保健審議会の答申がある。この時に、「なぜ精神障害のある方にヘルパーが必要なのか。」たとえば、洗濯をする、食事をつくるといったことを今できるかできないかということだけでみれば、精神障害のある方は多くの場合にできる。でも、「できるからやれ。」ということになると、そこを無理強いすることによって、陽性症状が出て、精神の波が出てくる。ですから、精神障害の特質にふさわしく、ヘルパー派遣がもっと幅広く認められるべきということでヘルパー派遣が東京都から始まって、国の制度になった。色々な日常生活に必要な行為の負担を軽減させてあげる。その中で経済的なこともあるし、精神障害のある人が病院や保健所に行くとき、福祉サービスを受ける時にスムーズに行えるような、つまり財布の中身を考えずに行ける安心を保障していくということ。移動できるかできないかという身体機能の問題ではなく、精神障害の特質をふまえても必要な配慮として考えられるべきではないか。ホームヘルパー派遣が保障されてきた経緯からみても言えるのではないかと思う。

(嶋垣委員)

僕も、精神障害がうんぬんということではなく、単独で移動することによって何か問題が起きる、もしくは安心してできないというところと、割引がある・ないという部分についてはある程度しっかりしたものを持っておくべきではないか。話が広がってしまうが、例えば支援認定の場合、自宅のトイレ・風呂には一人で行けるか、温泉地の風呂には一人で入れない。基準をみる時にはそういう切り口になっていない。だから移動のことで、毎日通勤しているのか、それが近所なのか、遠方なのかということで条件違っちゃう。そういうことで話をしていけないと、ただ単に、「こういう障害があるから、割引がある・ない」ということだと合理的というところとは違うのではないか。

(野辺委員)

私もそんな気がしてしまう。たとえば、パニック障害を起こしてしまい、一人では電車に乗れないとか、幻聴や妄想があり、一人で乗るのは怖い。あるいは通院が不可能という方もたくさんいる。そういった場合に、それがどこまで配慮されるのか。ノーマライゼーション条例を推進する以上、「青の手帳だと割引の対象になっていないんだよ。」ということで切ることはできない。バスの運転手さんが「青の手帳だと割引になっていないからダメだよ。」と言われ、差別だと感じた人がたくさんいるので、「社員教育はどのように研修されているのか。」ということでお尋ねした。その辺をヒアリングしながらも何となく納得できないまま積み残してしまった。

(嶋垣委員)

精神障害、発達障害の方が対象になっていないものはたくさんある。たとえば青い鳥葉書も、精神障害は対象になっていない。身体と知的の重度の方だけ。そういうのは、どういう基準でなっているのか。

(宗澤委員長)

いずれにしても、割引については大元の問題がある。東京都についてはバスについては精神手帳でも割り引かれることもある。場合によっては国に要望しつつ、さいたま市で精神障害の方にバスの割引をする際には、どの程度の予算がいるのかということについては、事務局に試算していただく必要がある。

(平野委員)

参加できなかったので感想としては、1つはステップが降ろせないなど、構造の問題。もう1つは社員教育・コミュニケーションなどソフト面があった。両方ある。構造の問題は予算の問題もあるが、ソフトの面は早急に解決できる。こういうこと

に条例の意味がある。もう1つはルールの問題が非常に大きい。たまたま別の仕事でJRに係わり、事前連絡についてこういう話があった。浦和駅の階段昇降機は、引っぱり出して、セットして、稼働するのに最低でも20分はかかるとのこと。そうすると、30分前に来てもらわないと、電車に乗りたと言われても無理だとのこと。だから、10分前に来られても無理。それならば、「セットするのに20分かかかるから、できればセットする時間も見込んでほしい。そういう時間が必要だ。」ということ当事者に話したのか。と聞くと、「話してない。」とのことだった。「5分前に来て、すぐにでも乗りたい。」といっても無理。でも、「こういう理由で20分かかります。」というのを説明する義務がある。そういうのがないから、「10分前に来て乗れない。事前に連絡してください。」と言われて差別だと当事者は感じ、「セットするのに20分かかかるのに10分前に来て無理。」と駅側は感じてしまう。お互いにルールの部分ですれ違っている。そういうことが抜けているのではないか。こういったことを定義するのは必要ではないか。

(嶋垣委員)

ルールというより経験と解説。今日も新宿から与野本町までJRの方をお願いして来た。結局は係員が来るまでに時間がかかる。機械の話もあったが、電車に乗せるためには、降りる駅と連絡がついて、「何時の電車の何号車に乗る。」ということが伝わらないと乗せられない。だから30分くらい余裕を持たないと。それは僕ら側の合理的配慮として考えないといけないのではないか。道具を使うときには時間がかかるということは、利用者への何らかの解説が必要。JRやバス会社だけでなく、当事者側の団体もそういうことも含めて当事者に周知していくべきではないか。

(宗澤委員長)

ただ、バリアフリー新法で、5000人以上の駅ではエレベーターを設置ということになっている。階段昇降機はなくすべきなのではないかと思っている。階段昇降機をめぐるトラブルは常にある。

(嶋垣委員)

ただ構造的にエレベーターやエスカレーターをつけられない駅がある。お茶の水や新大久保は構造的になかなか難しい。そういうところは仕方ないのでは。

(平野委員)

僕も階段昇降機でいいとは思っていない。一番には誰でも使えるものを。というのがベスト。ただ現実的にはベストがダメなら二の次三の次を考えなければいけない。そうであれば、それなりにお互いにルールを説明することが大事。「こういう構造

だから作れない。」ということも含めて説明すべき。そういう説明をなしに作らないというのは責任放棄だと思うし、作れるのに作らないのはまずい。そういうのを条例づくりの中でルールとして、お互いにやっていくべき。作れないところを作れと言えないのが合理的配慮。

割引というのは厄介。私はこの制度に担当で係わっていた。割引というのはロジックがあるというより、運動の成果でもある。かつては身体障害全部が対象ではなかった。運動との関係で、内部障害、知的障害が入っていった。先ほどの青い鳥の話もそう。視覚障害、肢体不自由には青い鳥の葉書がいくが、聴覚障害は出ない。葉書ということでは聴覚障害の人も使う。そういうことは、運動で決まってしまう。それでも理屈はある。外国では意外にも割引制度はない。割引をしないかわりに、健常者も障害者も同じように使える。同じように使えるのなら、同じ料金を払ってもらうというのが外国の発想。日本だと、同じように使えないから割引するという理屈になっている。

(嶋垣委員)

埼玉は共通ですが、東京都の場合は区ごとに全部違う。

(平野委員)

もう1つの考え方がある。2つ目は特殊需要。障害があるが故に発生する経費があるため、その部分を割り引きましょうということ。障害がなければ、目的地まで自転車で行けるので経費がゼロだが、障害があるのでタクシーを使わなければいけない。「障害故にお金を払わなければいけないから、その部分は割引にしましょう。」そういうのが割引の根拠となっている。根拠が複雑に絡み合っている。精神障害者の場合は、本人確認ができないから、割引が難しいという問題がある。これはやり方の問題、たとえば市役所が名前のないカードを発行して見せればOK というようにすればいい。そこは工夫の仕方がいろいろある。それは業界との兼ね合いがある。それを含めて利用者として考えていくのか。保障する立場に立てるのかというのが大きい。

(宗澤委員長)

当日のヒアリングの中で、バス協会の方から、手帳と顔写真を見せて本人確認しなければならない、場合によっては周囲の乗客にプライバシーを明かさなければならないという状況にさらされてしまうということを守る方法として、市がバスカードのようなものを発行してくれればというご提案が事業者からあった。技術的に可能か検討しなければならないとは思いますが、意見として出ていたのでご報告申し上げます。

(宗澤委員長)

それでは、100人委員会とヒアリングにつきましては、以上で区切りたい。

議題3 条例の目的について

(宗澤委員長)

それでは、議題3「条例の目的について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)吉野補佐

資料3「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の目的」についてご覧いただけますでしょうか。こちら資料は、障害者の権利条約(政府仮訳文)障害者基本法、新座市の「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」、横浜市の「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」、千葉県の「障害もある人もない人も共に地域で暮らしやすい千葉県づくり条例」、北海道の「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並び障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に冠する条例」、本市の「さいたま市だれもが住みやすい福祉のまちづくり条例」を参考に挙げさせていただきました。先ほどご説明した、第1回の100人委員会の報告を踏まえ、これらの自治体および関連法規を参考としながら、さいたま市の条例の目的等について議論をお願いしたいと存じます。私の説明は以上です。よろしく願い申し上げます

(宗澤委員長)

ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、何かございますか。皆様の率直な意見から承りたい。

(嶋垣委員)

例えば「就労」という部分でみると、障害者雇用制度で法定雇用率という一つの基準がある。7月から法律が変わって、今までは義務的には56人以上のところは雇用しなければならないということがありますが、反則金を徴収するところのバーが301人以上から201人以上に変わった。たとえばそれに関して、これは国の法律なので、それはそれで運用されているが、そういうことにプラスして、北海道や千葉でも具体的にはないが、さいたま市の条例の中で独自により全国以上になるように、文言を含めるのかどうかということが焦点になるかと思ったが、そのあたりはいかがでしょうか。

(平野委員)

テクニカルな話でいうと、2つある。基準や目標を設定することは可能。国より高

い基準、雇用率でも高い目標を設定するという事は可能。問題はそれに基づき、ペナルティを課すかという点、地方自治体の条例では、法律で罰則がかけられるものがないと、条例で罰則を設けることはできない。青少年健全育成条例のように、法律でそういう罰則がかけられるというものがあればできるが、ノーマライゼーションに関しては、上の法律で罰則がないから、市の条例で罰則をつけることはできない。考え方の問題だが、千葉県の場合は、ペナルティというかたちはとらなかった。障害者差別は無理解からくるものだから勉強してもらいましょう、ということ。北海道の場合は、公表するという事で、世論で叩いてもらうことにした。目標として掲げるのはいいが、ペナルティがかけられるかどうかとなるとまた別。

(柴野委員)

法律で決まっていることよりも、予定外のペナルティ、自分に不利益を与えるようなことを地域で決めてはいけないよ、ということ。そもそも決まっていることだけですよ、ということ。だが、目的というところで効果のところまで視野に入れて議論すべきかは、また別かと思う。あまり罰則やペナルティといったことを視野に入れた目的ということまでは現段階にはしなくてもいい。もちろん、「差別をやめましょう。」というような目的としたときに、どういう効果になるかは法律的な問題としてあるとは思いますが。

(宗澤委員長)

基準を独自に設定することはできる。しかし、ペナルティという意味では、障害者雇用についていると、法律で定めている基準よりも、さいたま市で独自に厳しく設定したところで、上乘せしたところについて、反則金などを徴収するわけにはいかない。

今日は条例の目的というところなので、目的というところも含めて考えることで詳らかになるのではないかとご指摘だと思いますが、ひとまず目的というところに焦点を絞ってご意見を頂戴したい。

(平野委員)

口火を切るという意味でお話をさせていただくと、今回いただいた資料をできた順にみると、横浜が一番古い。「後見人」という文言が使われている背景としては、成年後見制度とセット、そういう方達を支援しようということ、その後、権利条約が出てくる。大きな流れという権利。障害者を「権利の主体」として考える流れになっている。昔の障害者福祉というのは、「障害者をかわいそうな人＝保護の対象」と考えた。「面倒をみなきやいけないから何とかしましょう」という制度だった。基本的には保護法というタイプであった。しかし、1990年代からは、障害

を持った人も権利の主体として受け止めましょうという考え方になった。イギリスの差別禁止法、アメリカの ADA が典型的。福祉・弱者保護ではなく、権利擁護。「障害福祉サービスをしないことは権利を損なうことだ」という発想でつくられた。最後の北海道の条約の主旨はわかるが、文章は長くてわかりづらい。流れとしては、障害者を保護してもらって客体ではなく、人間としての主体・権利の主体として認めていく。合理的配慮も「かわいそうだから守る」のではなく、保障することで人権を守る。差別禁止でも同じ人間として権利を持っているのに損なわれているという視点。さいたま市でも障害者を市民・権利の主体として考えていく。差別は単に「かわいそう。」というのではなく、「同じ市民なのに違う扱いをされている。」ことが問題。この前の 100 人委員会の発言でもあったが、「同じさいたま市民なのにどうしてこのような暮らしになってしまうの。」という意見があった。そこをはっきりさせて、打ち出していく必要がある。

(野辺委員)

賛成です。

(柴野委員)

平野委員の話を端的に言えば、権利条約の目的そのもの。権利条約の目的をこの市で達成するというのが端的な話だと思う。

(増田委員)

資料の最初に権利条約が掲げられているが、これ以上のものをさいたま市でつくるのは難しいのではないかと感じてしまう。

(柴野委員)

この文言をそのまま流用するのではなく、障害者権利条約の第 1 条の目的を達成するためにというように、引用するかたちにしたらどうか。まだ批准もしていないが。

(野辺委員)

ぜひ分かりやすい文章で。

(渡辺委員)

一般市民の方にも分かりやすいほうがいい。

(嶋垣委員)

法律の文章はわかりづらい。制約があるのか。一文が異常に長い。

(柴野委員)

それは意味がある。日常用語を使うほど、多義的になってしまい、色々な解釈ができる。法理家しか使わない文言にすると、意味が一義的になる。文章が長いのも、文節を区切ることによって、文章と文章の間に意味合いが入るから長い。意味を一義的にするために、わかりづらい表現になってしまっている。ただ、この条例でそのようにするかは別問題。ただ、わかりやすくすればするほど、意味合いは広がってしまい、いろいろな解釈ができるようになってしまう。やさしい言葉だと広がりがある文言になってしまう。でもまあ、それはそれでいいのではないかとも思う。目的に問題があるのではなく、中身の問題。みんなが共通項としてこういうことにしましょうという時に、たとえば「やさしい社会」という言葉を使ってしまうのも、よいが、それはどうなのかな、と思う。

(渡辺委員)

今は、虐待が多いので、北海道のように文言も含めるのはどうなのか。

(柴野委員)

否定的なことを敢えて目的の中に入れることで、「それはやってはいけない。」というところで警告として入れるということですか。

(渡辺委員)

警告というか、大いに警鐘する・啓蒙することも必要なのでは。

(嶋垣委員)

「ノーマライゼーション」ということだから、健常な一般市民 VS 障害者となってしまうのには違和感がある。今みたいなお話はあるが、色々な中で「ノーマライゼーション」というのを分かるようになればよいと思う。

(宗澤委員長)

私は、先ほどの柴野さんの委員に大賛成。他の条例で「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」というような言葉を使うだけであやふやになる。とにかく「尊厳と権利を守るため」のものだということを端的に示するのが条例の目的としてはもっともふさわしいと思う。千葉や北海道を見た時に、長々と書いてあるが、「差別意識を克服したい。」ということに軸足があるのかなと思えるような文言が出てきたり、俗にいう「パートナーシップみたいなものを推進する」ことが条例の目的なのかな、と思えるような文言が出てくる。結局、「権利を擁護する」というが、

権利を擁護する手立てや責任の所在が拡散していく。そういうようなことは、さいたま市の条例ではぜひとも回避したい。目的としては、「尊厳と権利を守る」というように、それこそ権利条約の文言を引用して書くことができれば良いのではないかと私も思います。

(宗澤委員長)

本日、初めて参加されるお二人からも忌憚ないご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(桑原委員)

前回のヒアリングに参加し、今回の条例検討専門委員会に初めて参加したということで、まだ状況を把握できていないため、発言を控えておりました。今の段階で申し上げられるのは、色々な立場の方がいらっしゃる中で、色々な思いや立場にかかわる諸条件がありますので、そこについて率直に意見を出し合って「何が課題なのか。」「どこを目的にしてまとめていくのか。」を意見交換しながら進めていくことが必要なのではないか。抽象的で申し訳ないが、もう少し理解が深まれば、私は教育的視点で、生徒指導・教育相談・特別支援教育にかかわることでご意見を申し上げたい。

(山本委員)

私も本日初めて参加したので、状況が分からない状況で申し訳ないと思っております。私の職業が人権教育。目的のところでは、千葉の条例でもそうですが、「差別や偏見をなくしていこう。」というような第三者的なものがある。「条例で何をするのか。」ということが、さいたま市が市民と一緒に、障害者も健常者も含めて何をするのか、ということがポイントとなっているような気がする。先ほど委員長が言われたように、権利条約そのものというのが私としてもダイレクトに入ってきて、そこがポイントになっているのかと思う。目的の焦点がぼけないようになっていくことが必要ではないかとお話を聞いている中で思いました。

(宗澤委員長)

冒頭で嶋垣さんからご指摘があった具体的な施策、あるいは効果ということになっていくと、当面、条例で効果のある部分と、条例では馴染まない部分が出てくると思う。しかし、条例自体の目的の部分はシャープで明快であることは一番必要なことではないかと皆様のご意見を頂戴して思いました。

(嶋垣委員)

皆さんのお話を聞いて気になっているのは、さいたま市の旧浦和、与野、大宮などがあるが、どうも従来の「浦和ではこうなんだけど だと違う」というようなことを聞く。そういうようなことを、条例の中で是正していけるようなことも大事ではないかと思う。

(宗澤委員長)

「旧市のしがらみというものをいかに克服していくか。」というような課題があるというご指摘だと思う。この点に関しては、あらゆる面でご指摘いただく。確かに差別事例集の中でも、「学校の林間学校には大宮市では参加できない。」というような旧市の違いが取り上げられていた。地域毎の成り行きはあると思うが、平成13年に合併し、さいたま市というのができて早10年近く経つ。この時点で「旧大宮だから」と言われても、納得できない。そういうところで、市民の思い・気持ちとずれている部分をご指摘として出ている。

(柴野委員)

おそらく、目的の話とリンクしていく。権利となるもの、尊厳として侵害してはならないものとしてどこは守らないといけないのか。というのと、それぞれの地域の裁量がある部分というのがあると思う。もちろん地方分権推進法が出てきて、福祉行政まで地域の裁量でというようなけしからん話がある。最低の人としての暮らしに向けられたもの、教育なら「教育現場での権利としての共通事項は具体的な施策の中でこうあるべきだ。」ということを出していくのは大事。条例なのだから、行政は守ってもらわないと、市民がそれによって不利益がどうというのではなく、そこの部分の作り方がある。より誰もが持っている権利性をどう認めていくのかというのは、行政・それぞれの区にも共通項ができるのではないかと。もちろん、区の特長や歴史的背景の中で、同じ権利を擁護するにしても、手法はそれぞれあると思う。あんまり個別具体的に「修学旅行はみんな一緒に行きましょう。」というような条例がつかれるわけではないので、そこは難しい。

(宗澤委員長)

1つは、旧 市という話が出てきてしまうような構造的な問題はないのか。この領域だけでなく、どこに行ってもそういう話を聞く。行政の課題として明らかにしてもらわないとダメなのかなという気はする。だから、嶋垣さんのご指摘を受けて思ったのですが、どうでしょうか。

(野辺委員)

事務局の方にも、旧 市というのはあるのですか。

(宗澤委員長)

市の人事は旧市で動かしていますよね。

(事務局)

やはりそれだと動かないので、適材適所をして、薄れてきてはいる。旧市で今まで培われてきたものも確かにある。私は合併の前に、北九州市に2週間ほど勉強に行った。ちょうど私が行った平成6年に、旧市出身の方がみなさんいなくなるという時だった。北九州市の方のお話では、「これではじめて北九州市の職員が一体になる。それまでは5市の意識が残っている。」ということであった。さいたま市は職員間でそういうことはあるが、それはだいぶ薄れてきている。清水市長も地域の意識みたいなものを改めていこうということで、市政運営をされている。そういう意味では、オールさいたま市でやっていこうというスタンスである。特に、ノーマライゼーションということでいうと、「どこで生まれて育ってしようと、みんな市民が同じく権利が擁護されるんだ。」というような条例をつくるというのだから、行政サイドでの旧市意識がどうこうという話はないと考えている。

(宗澤委員長)

そういう方向であってほしい。あらねばならない。ただ北九州の場合は平成6年に旧市の出身者がいなくなった。ただそれまでの間、旧市意識は、住民感情としてずっと維持されてしまった。だから、たとえば黒崎と小倉の商圈の奪い合いは、平成6年以降も続いてしまった。あそこは北九州という単位ではなく、今日も尚、旧5市の地域意識でバラバラに動いている。これは昨年私が障害者の居住サポートで調査に行った時にも、現地の方は言っていた。つまり、合併して初期の段階で意識的に乗り越えることをしていけない限り、市の職員の中になくなったって、地域に残ってしまっていては改善されない。

(柴野委員)

易しい言葉ということでアイデアがある。条例は条例でそれなりの言葉でつくらなければならない。だが、知的障害の方にわかるような平易版の条例がもう一つあってもよいのではないか。それは議会と一緒に通すのか、解説版といったものになるかは別として、知的障害の方が読んで分かるようなものがあっても良いのではと思う。

(宗澤委員長)

今週の土曜日に条例づくりにあたっての知的障害の方に向けての学習会がある。そ

の中で「わかりやすい障害者の権利条約」という冊子が出ていた。改めてみたが、これはルビを振っているだけで、さいたま市の療育の手帳でいけば、理解できる方はCの方に限定される。柴野委員のご指摘のように、平易版、できれば小学生にも理解できるような、解説版、平易版というようなものもつくっていきたい。子ども達が読んで、「なるほどな。」と思えるような条例の一つのバージョンがあるというのはぜひとも実現したい。

(柴野委員)

平易版にすれば必ず言葉の解釈に広がりが出てしまう。「もとの条例を解説したものです。」という注意書きを一行だけでもいれればいいと思う。

(平野委員)

制度をつくるときに3つ考える。1つはミニマム。さいたま市としては共通にしなければならない。2つ目はスタンダード。これも共通。3つ目にオプティマム=最適・適合というのが入る。オプティマムの部分は地域特性にあわせて弾力性を持たせても良いでは。スタンダードをやると画一化する。条例ではスタンダードをつくるのでいいのではないか。「さいたま市のスタンダードは何か。」というのをつくる。ミニマムは法律な部分。オプティマムは各区にゆだねる。適合性は地域ごとに違いはある。しかし、損なってはいけない部分(スタンダード、ミニマム)の領域にまで地域事情に合わせてはいけない。オプティマムのところだけを地域に合わせる。条例ではさいたま市のスタンダードをつくるべき。現状ではスタンダードがないから、オプティマムの部分が広がってしまう。条例には、そういう役割があるのではないか。

(宗澤委員長)

条例全体の性格にかかわって、目的について様々なご意見を頂戴した。ほかの委員の方、いかがですか。よろしいですか。

3 その他

(宗澤委員長)

それでは、以上をもちまして決められた議事は全て終わります事務局のほうから何かございますでしょうか。

(事務局) 吉野補佐

次回以降の日程についてですが、5月18日火曜日、19時から、障害者総合支援センター2階研修室で行います。また、次回の第5回条例検討専門委員会では、「条

例について話し合う「100人委員会」の報告や本日の議論を踏まえ、条例の「基本構想」について議論をいただきたいと思いますと考えております。

4 閉会

(宗澤委員長)

それでは、以上をもちまして「第4回条例検討専門委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力をいただき、ありがとうございました。